

一般社団法人日本脊髄外科学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本脊髄外科学会（Neurospinal Society of Japan）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門五丁目12番1号に置く。

(目的)

第3条 本法人は、脊椎、脊髄及び末梢神経疾患に関する学術交流を行うことにより、神経外科学の医学発展を図り、もって国民全体の健康及び福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 学術集会及び学術講演会等の開催
- (2) 学会誌「脊髄外科」（SPINAL SURGERY）及び図書等の発行
- (3) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (4) 脊髄外科認定医、指導医及び訓練施設の認定
- (5) 国内外の関連団体との連携及び協力
- (6) 国際交流の推進
- (7) その他、本法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(公告)

第5条 本法人の公告方法は、電子公告により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した神経外科学ならびに関連領域に関し学識経験を有する個人
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、事業を援助する個人又は法人

- (3) 名誉会員 本法人の進歩発展に多大の貢献をした者で社員総会において承認された者

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、理由の如何を問わずこれを返却しない。
- 3 名誉会員については、会費を免除する。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は会員である法人が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

(任意退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、この場合、当該会員に対し議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費の納入が継続して3年以上されなかったとき。
- (4) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(正会員の権利)

第12条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等面の閲覧等）
- (5) 一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第3章 代議員

（代議員の設置）

第13条 本法人は、代議員20名以上を置く。

- 2 本法人は、代議員をもって、一般法人法上の社員とする。

（代議員の選出）

第14条 代議員は、正会員の中から、別に定める規則により選出する。

- 2 代議員の欠員が生じた場合は、規則に従い、速やかに欠員を補充する。

（代議員の職務）

第15条 代議員は、社員総会を組織し、一般法人法及び本定款に定める事項を審議議決する。

（代議員の任期）

第16条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員又は増員により選出された代議員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

（代議員の資格の喪失）

第17条 代議員が、正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格も同時に喪失する。

第4章 社員総会

(種類)

第18条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第19条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(開催)

第20条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において出席した代議員の中から議長を選出する。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面を本法人に提出しなければならない。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

(役員)

第25条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、本法人の代議員の中から、社員総会において選任する。ただし、必要に応じて代議員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事長は、理事会の決議により選任する。ただし、その選任については、再任を妨げない。
- 3 監事は、本法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

(役員解任)

第27条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。

(理事の職務)

第28条 理事は、理事会を組織し、法令及び本定款で定めるところにより、本法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を統括する。

(監事の職務)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員報酬)

第31条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び正会員以外の監事に対しては、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務の対価として本法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

第6章 理事会

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故等による支障があるときは、当該理事会において選任された他の理事がこれを行う。

(決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事が、署名または記名押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第37条 本法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第41条 本法人の定款は、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(合併等)

第42条 本法人は、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第43条 本法人は、一般法人法に規定する事由によるほか、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第44条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第46条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附 則

第47条 本定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第48条 本法人の最初の事業年度は、本法人の設立の日から平成24年4月30日までとする。

第49条 任意団体日本脊髄外科学会の正会員又は名誉会員である者は、本法人の設立の日に、本法人の当該会員の資格を取得したものとす。

(設立時役員)

第50条 本法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	阿部 俊昭、	飯塚 秀明、	井須 豊彦、	伊藤 昌徳、
	今栄 信治、	大畑 建治、	金 彪、	久保 和親、
	小柳 泉、	庄田 基、	高橋 立夫、	高安 正和、
	橘 滋國、	谷 諭、	谷口 真、	富永 悌二、
	中瀬 裕之、	花北 順哉、	飛驒 一利、	松村 明、
	水野 順一、	森本 哲也		
設立時理事長	花北 順哉			
設立時監事	久保田 基夫、	前島 貞裕		

(設立時社員の氏名及び住所)

第51条 本法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所
	氏名 花北 順哉
設立時社員	住所
	氏名 大畑 建治

附 則

2018年9月 事務局移転に伴い、第2条 所在地を、
大阪市阿倍野区旭町一丁目4番3号 から 東京都港区虎ノ門五丁目に12番1号に変更。

附 則

この定款は、平成30年10月15日から施行する。